

## 秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱

〔平成31年4月19日〕  
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震などの自然災害や老朽等に伴う倒壊の危険性のあるブロック塀等による被害を防止し、道路利用者の安全確保や災害に強い街づくりを目指すため、小学校の通学路に面する危険なブロック塀等の除却に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 避難路 秋田市立小・中学校通学路設定に係る事務取扱要領（平成9年7月1日秋田市教育委員会）により定められた小学校の通学路をいう。

(2) ブロック塀等 れんが造、石造、ブロック造、補強コンクリートブロック造等の組積造の塀をいい、基礎を含むものとする。

(3) 耐震診断等 次に掲げるいずれかの方法により、ブロック塀等の安全性を診断・評価し、又は点検することをいう。

ア 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1第3号に規定する診断・評価

イ 既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（一般財団法人日本建築防災協会）に定める診断・評価

ウ 平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された「ブロック塀の点検のチェックポイント」による点検

(4) 危険ブロック塀等 避難路に面し、道路からの高さが60センチメートル以上であって、耐震診断等により次に掲げるいずれかのブロック

塀等と判断されるものをいう。

ア 前号ア又はイの診断・評価により、倒壊の危険性があると判断されたブロック塀等

イ 前号ウの点検により、1項目以上の不適合があるブロック塀等  
(対象工事)

第3条 危険ブロック塀等除却支援事業（以下「支援事業」という。）の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次に掲げるいずれかの工事（危険ブロック塀等と一体となって設置されている門柱やフェンス等の部分を除く。）であること。

ア 危険ブロック塀等の全てを除却する工事

イ 危険ブロック塀等の高さを60センチメートル未満に減ずる工事

ウ 危険ブロック塀等の基礎部分が擁壁、底板付鉄筋コンクリート基礎による頑丈な構造であり、当該部分が倒壊のおそれがないと判断される場合に限り、基礎を除くブロック塀等の全てを除却する工事

(2) 過去に本補助金の交付を受けたことのある土地に存する危険ブロック塀等を除却する工事でないこと。

(3) 公共事業の施行に伴う補償を受ける工事でないこと。

(4) 販売を目的として建築物の解体工事や整地を行う際に危険ブロック塀等を除却する工事でないこと。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は対象工事を行う者で、次に掲げる要件を満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

(1) 危険ブロック塀等を所有する者（国、地方公共団体、独立行政法人等を除く。）であること。ただし、実質的に所有していると認められる場合を含む（以下「所有者等」という。）。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

(3) 第8条第2項の規定による通知を受けた日以降に、建設業者等と前条第1号に掲げるいずれかの工事（以下「除却工事等」という。）の実施に係る契約を締結し、着手する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特にやむを得ない事情があるとき認めるときは、当該所有者等を補助対象者とすることができる。

(補助の範囲)

第5条 市長は、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、除却工事等に要する費用の金額と、除却する危険ブロック塀等の総延長に1メートルにつき8万円を乗じて得た金額のいずれか小さい額に3分の2を乗じて得た金額とする。ただし、その額が20万円を超えるときは、20万円とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書に別に定める書類を添えて、市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

2 申請者は、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(除却工事等に要する費用に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額(以下「消費税等仕入控除税額」という。))に補助率(補助金の額が除却工事等に要する費用に占める割合をいう。)を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)したときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知するも

のとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第9条 交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助金を補助の目的以外に使用してはならない。

- 2 市長は、前条第2項の規定により交付決定をするときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないこと。

- (2) 除却工事等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が必要と認める事項。

- 3 第7条第2項ただし書に基づく補助金の額による補助金の交付申請をした補助決定者にあつては、消費税等仕入控除税額が確定した時点（補助金の額の確定前に限る。）で第11条の規定による申請を行わなければならない。

- 4 第7条第2項ただし書に基づく補助金の額による補助金の交付申請をした補助決定者は、補助金の額の確定時点において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、消費税等仕入控除税額が確定した時点で、既に交付した補助金のうち、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額に相当する部分の全部又は一部を返還しなければならない。

(除却工事等の取りやめ)

第10条 補助決定者が、事情により除却工事等を中止又は廃止しようとするときは、速やかに取りやめ届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出書の提出があつたときは、補助金交付決定取消通知書により補助決定者に通知するものとする。

(除却工事等の内容変更)

第11条 補助決定者は、事情により除却工事等の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付決定変更申請書に別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、これを認めるときは補助金交付決定変更通知書により補助決定者に通知するものとする。

(除却工事等の遂行)

第12条 補助決定者は、交付決定の内容およびこれに付した条件その他指示に従い、適切に除却工事等を行わなければならない。

(完了実績報告)

第13条 補助決定者は除却工事等が完了したときは、補助金交付申請書の提出日の属する年度の3月20日(当該日が土曜日、日曜日又は祝日であるときはその前日)までに、完了実績報告書に別に定める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その報告に係る除却工事等の成果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて確認を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により補助決定者に通知するものとする。

2 市長は、除却工事等の完了確認の結果、既に行った交付決定の内容を変更する必要があると認めたときは、補助金交付決定変更通知書を補助決定者に送付し、補助金の額を確定するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、補助金交付請求書を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の経理)

第17条 補助決定者（個人を除く。）は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、支援事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 偽り又は不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (3) 除却工事等の実施方法が不適當であると認められるとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき交付決定を取り消したときは、第10条第2項の通知を補助決定者にするものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条第2項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合において、当該補助金が国庫補助金の交付を受けたものであるときは、速やかに国への補助金を返還するための措置を講じるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還等)

第20条 補助決定者は、除却工事等の完了後に消費税および地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税および地方消費税の確定に伴う報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合は、既に交付した補助金のうち、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額に相当する部分の全部又は一部を補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第21条 市長は、補助金の適正な執行のため必要があると認めるときは、補助決定者に必要な事項について報告させ、又は担当職員に現地調査を行わせることができる。

2 市長は、補助決定者に対して除却工事等の適正な執行を確保するために必要な措置を命じ、又は必要な助言を行い、もしくは勧告を行うことができる。

(その他)

第22条 補助決定者は、この支援事業を利用し危険ブロック塀等の除却工事等を行った後、再びブロック塀等を設置する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および関係法令で定める設置基準に適合させなければならない。

2 前項の規定に適合しないと認められる場合は、第18条および第19条の規定を準用する。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。